

■ 通常郵便貯金総則規定

1 規定の適用範囲

本規定は、通常郵便貯金に関して適用する総則を規定します。本規定が適用となる通常郵便貯金は、当該各規定にその旨の表記をします。

2 通常郵便貯金の種類の区分

通常郵便貯金の種類の区分を次のとおり定めます。

① 預金者が最初の預入時において現在高の最低額を10万円とすることを申し出た通常郵便貯金であって、現在高が10万円未満の場合には現在高が10万円以上の場合の利率に比して低い利率により利子を付けるもの（以下「通常貯蓄貯金」といいます。）

② ①以外の通常郵便貯金

3 通帳の交付

公社は、一の預金者に前条①及び②の種類区分ごとにそれぞれ一に限り通帳を交付します。

4 譲渡制限

(1) 通常郵便貯金に関する預金者の権利は、親族に譲り渡すとき又は遺言によって譲り渡すときに限り、譲り渡すことができます。

(2) 通常郵便貯金に関する権利を譲り受けた者は、公社所定の方法により速やかに名義書換の請求を行ってください。

(3) 前項の場合において、通常郵便貯金の預金者が自己名義の通常郵便貯金と同じ種類の区分の通常郵便貯金を譲り受けた者であるときは、当該自己名義の通常郵便貯金の通帳に譲り受けた貯金の転記の請求をしてください。

5 相続等による名義書換

相続又は合併等により郵便貯金に関する預金者の権利を取得した者は、公社所定の方法により速やかに名義書換の請求を行ってください。この場合、前条第2項及び第3項の規定を準用します。

6 規定の適用

第2条①の通常郵便貯金については「通常貯蓄貯金規定」により、同条②の通常郵便貯金については「通常郵便貯金規定」により取り扱います。

7 規定の改定

(1) 本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認めら

れる場合には、郵便局の窓口等での改定内容を記載したポスターの掲示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成17年7月19日から実施します。

(通帳の交付に関する経過措置)

2 この改正規定による改正前の通常郵便貯金総則規定（以下この条において「改正前規定」といいます。）附則第3条（通帳の交付に関する経過措置）において、改正前規定による改正前の通常郵便貯金総則規定（以下「旧規定」といいます。）により取り扱うこととされた通帳の交付については、当分の間、旧規定第3条（通帳の交付）の規定により取り扱います。